

## 伊万里市聴覚障がい者に対する理解促進出前講座実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊万里市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（令和7年条例第2号）に基づき、障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるために伊万里市まちづくり出前講座の一環として実施する講座の実施に当たり、その利用申込があった際の講師の派遣に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象講座)

第2条 対象となる講座は、伊万里市まちづくり出前講座の一環として実施する聴覚障がい者に対する理解を促進するための講座（以下「理解促進講座」という。）とする。

### (実施主体及び講師派遣)

第3条 この事業の実施主体は伊万里市とし、市は、適切かつ円滑な理解促進講座の実施のため、次に掲げる団体（以下「協力団体」という。）からそれぞれ1名の講師を派遣する。

- (1) 伊万里市聴覚障害者協会
- (2) 伊万里手話の会

2 市は、理解促進講座の利用申込みがあったときは、速やかに協力団体に対し、講師の派遣を依頼するものとする。

### (講座の内容)

第4条 理解促進講座の内容は、本事業の目的に沿ったものとし、利用申込みを行った団体等の希望を踏まえ、市及び協力団体が協議して決定する。

### (講座派遣者に対する謝金等)

第5条 市は、講座に派遣した者1名に対し、1回当たり4,500円の謝金を支払うものとする。

2 市は、講座に派遣した者が講座の実施のための旅行にその費用を負担したとき

は、伊万里市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第24号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支払うものとする

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。